

みんなでつくろう 放課後の子供たちの居場所

実施する事業	
事業名	浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業 浜松市放課後子供教室（児童会未開設型）推進事業
実施主体（運営団体）	市民活動団体（実施主体と同じ団体） 浜松市（浜松市が委託する団体）
対象	市内全地域の全児童（主に小学生） 中山間地域及び放課後児童会未開設地域の全児童（主に小学生）
開設日数（平日に限る）	放課後や長期休業期間において、おおむね週1回以上の実施を原則とします。開設日数は実施主体が決定することができます。 放課後や長期休業期間においておおむね週2回以上の実施を原則とします。開設日数は運営団体が決定することができます。
開設時間	実施主体が決定します。 平日は放課後～午後5時、長期休業期間は午前9時～午後5時を原則とします。
開設場所	地域において安全・安心な居場所となる施設（建物）を実施主体が決定してください。 地域において安全・安心な居場所となる施設（建物）を運営団体が決定してください。
運営スタッフ等	地域の運営ボランティアにより運営します。運営ボランティアは実施主体に確保していただきます。 運営スタッフとしてコーディネーター、協働活動支援員、協働活動サポーターを配置して運営します。運営スタッフは運営団体に確保していただきます。
その他	◎規約等により団体の内容を明らかにするものを提出してください。 ◎登録児童はおおむね10名以上とします。 ◎申請書・実績報告書（いずれも添付書類等あり）を提出してください。 ◎保険への加入をしてください。 ◎事業完了後に奨励金を交付します。 ◎規約等により団体の内容を明らかにするものを提出してください。 ◎登録児童はおおむね10名以上とします。 ◎事業計画書・実績報告書（いずれも添付書類等あり）等を提出してください。 ◎保険への加入をしてください。
申請書提出先	各区社会福祉課（提出時期は実施する前年度3月末まで） 学校教育部教育総務課 ※新規開設を検討の場合は、前年度8月末までに御相談ください。
問い合わせ先	中区社会福祉課 457-2488 東区 " 424-0175 西区 " 597-1157 南区 " 425-1463 北区社会福祉課 523-2893 浜北区 " 585-1121 天竜区 " 922-0023 教育総務課 457-2401
ホームページ	トップ→くらし手続き→市民活動→社会参加→みんなでつくろう放課後の子供たちの居場所 ※申請書もダウンロードできます。

すでに実施している事業
放課後児童会（放課後児童クラブ）
浜松市（運営団体は区によって違いがあります。）
保護者が就労等により昼間家にいない小学生
放課後や長期休業期間等において年間250日以上（一部、土曜日等の開催を含みます。）開設しています。
平日は放課後～午後6時、長期休業期間は午前8時～午後6時（地域により異なります。）
小学校や協働センター等で開設しています。
主任支援員 支援員 補助員
◎事業計画書・実績報告書の提出を求めています。 ◎保険へ加入しています。

裏面も
読んで
ほしいのじゃ。

家康くん
出世大名



放課後の子供たちの居場所づくりに 関する質問にお答えするのじゃ。

家康くん
出世大名



質問1：この2つの事業を実施する目的は何ですか。

○ 「地域の子供は地域で育てる」を合言葉に安全・安心な子供の居場所を提供し、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進したり、自発的、主体的に環境づくりを推進する団体を支援したりするのが目的です。

- **浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業**は市内の全地域の児童を対象にします。地域において自発的・主体的に安全・安心な子供の居場所を提供する活動を継続して実施した団体には事業完了後に奨励金を交付（予定）する事業です。
- **浜松市放課後子供教室（児童会未開設型）推進事業**は中山間地域（天竜区と北区の一部）と児童会未開設地域の児童を対象にします。地域住民の参画を得て勉強や外遊び、文化活動を行う社会教育関係団体等に、市が委託（予定）する事業です。

質問2：2つの事業の違いは何ですか？

質問3：すでに実施されている「放課後児童会」（学童保育）と、どこが違うのですか？

- 2つの事業は、保護者の就労の有無にかかわらず、全児童（主に小学生）を対象とします。
- 放課後児童会（学童保育）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象としています。

- 放課後子供たちの居場所づくり事業は、地域において子供の健全育成に寄与する市民活動（コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動等）を行う団体を実施主体（運営団体）の対象とします。
- 放課後子供教室は社会教育関係団体等を運営団体の対象とします。
- いずれも、申請の際に団体の内容を明らかにするための書類等を提出していただきます。

質問4：どのような団体が対象となりますか？

質問5：どのような手続きが必要ですか？

○ まずは、地域の住民の方たちによる居場所づくりや子供教室の申請から始まります。申請書等は各区社会福祉課で配付しています。ホームページからもダウンロードできます。

☆ 事業の趣旨や内容を理解していただけるよう、お問い合わせにも応じています。
お問い合わせ先は<ちらし表面>下部に掲載してあります。
<ちらし裏面>